

第 7 回  
旧町時代における  
未処理金調査特別委員会

平成 3 0 年 7 月 3 0 日

葛 城 市 議 会



開 会 午後3時45分

**下村委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより旧町時代における未処理金調査特別委員会を開会いたします。

本当に長時間、協議会、そしてまたただいまから委員会を開催させていただきます。慎重審議よろしくお願い申し上げます。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてご発言されるようお願いいたします。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件（1）証人喚問等についてを議題といたします。

先ほど開催した協議会で、関係者のうち今後どなたを呼び、お話を伺うのかということについてご協議いただいております。その結果、芝浩文氏、池原博文氏、河合良則氏、総田正彦氏、北田善久氏、花内勉氏、扇田潤一氏、小走邦昭氏、岡本吉司氏を証人として出頭願うかどうかということでございましたので、このことについてお諮りいたします。

ただいま申し上げました9名の方を証人として出頭願うことにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

**下村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 今、証人尋問ということで9名の方をお呼びするということであります。これは新聞等で報道されましたけれども、新町農道の整備において未処理金の一部が使われたということで、この関係を調べるということでの証人尋問であろうということで、協議会の中でも議論を続けてきたところであります。

この点につきましては、芝、池原氏は本市の職員であり、河合氏は元職員であります。また、岡本氏は議員ということで、これまでも生野名興氏の証言の中でも未処理金の管理にかかわっていたということが明らかになっております。また、河合氏もその1人であるということが明らかになっております。私としてはまずこの4名についてしっかりと、この農道整備のことでどういうお金の流れがあったのか、その経過についてしっかりと尋問する中で事実をまず明らかにすることが先決であると思っております。

ほかの総田さん、北田さん、それから花内さん、扇田さんにつきましては、まさにこの農道を提供するに当たって関係された方でありまして、この方たち自身は一市民として土地の提供に協力をされた方でもあります。この方たちについて、その契約をしてお金を受け取ったかどうかということを確認するというのであれば、あえて証人尋問の必要はないと思っております。

と申しますのは、百条の証人尋問というのは、一般的に大変精神的負担も多く、また市民等の関心も高いところでもありますけれども、これらの方々には既にこの契約をめぐって文書が不用意にこの委員会から新聞記者に流れて、その個人情報が流れたことによって新聞記者が押し寄せる、またそれが新聞報道されるということで、大変な精神的苦痛を訴えられております。それを再度このような形で再び百条で呼んで証人尋問するということは、私としては今後の市政の展開においてもあってはならないのではないかと考えております。

もちろん、事実について確認しなければならないことがあれば当然、この方にもお聞きするのは当然であります。しかし、今回、まだ関係の職員及び中心になって働いたとされる議員の証言も得てないまま、確定しないまま、これらの方をお呼びするのは私は時期尚早であろうと考えておりますので、今回の証人尋問、この後で日程等も出ると思いますが、続けて呼ぶということに対しては私は反対いたします。

以上でございます。

**下村委員長** ほかにございませんか。

西川委員。

**西川委員** 先日の協議会で、新町農道の契約に至った経過を岡本吉司氏にまず聞いて、それぞれの農道の提供者、そのものの方々の意見を聞く前に、まず、かかわり方等を岡本議員から聞いて、それに臨もうということで、きょう午後1時30分から協議会が設定されたわけでございます。それをきょうは岡本議員から聞こうと思ってるのに、朝から急遽出席できないというふうな連絡をファクスでいただいて、何のためにきょうの協議会の設定をしたんやら全然意味がわからんと。それで、その理由をここに挙げられておりますけれども、こういう理由であれば、せつかく参考人という形でその意見を聞こうとしてるのに、こういう形で拒否されたということは本当に遺憾なことございまして、委員長としては、岡本氏は議員をやっておられるんで、議長も含めて、こういう非協力的な形をされるのは、本当にこのことを追及をしていこうという委員の方々をちょっと愚弄してるんじゃないかなと、こういうふうに私は思います。

それと、今、新町農道のことに关しまして、北田さん、総田さん、扇田さん、花内さん、この方々を呼ぶことに関して、一般の市民の方もおられますけども区長という、ほんで前土地改良区の理事長という立場の方もございまして、そのことに関して本契約書なのかどうかのかわかりませんが、そういう契約書が存在してるということがはっきりしました。

その契約書は存在してるんですが、このことに関して証人喚問という大げさなあれはかわってますけれども、協議会で皆さんがいろいろ議論されて、で、これはそのことを確かめやないかんとということでご出席願うと。このことを、やったことを責めるとかそういう意味じゃなしに、きっちりとかういうことがあったかどうかという、そして、その契約にどなたが立ち会ったかというようなことを委員会できっちり確認をしたいという意味で、この4人の方は呼んでるわけで、ほかの、小走さんもそういう意味で本当にあなたが出金したんかどうかということを知るための証人でございまして、これは委員会ではっきりとそのことに答えていただければ、別にそれを証人喚問で罪を問うとかそんな証人喚問ではございませんので、ちゃんとその委員会ですういうことか証言いただければええわけで、それが農道整備に関して協力をいただけてる、そういうことはよくわかっております。ただ、そのことの委員会としてはその職責を果たさんなんがために、この4人の方、また小走さんの証言をいただきたいということで百条に呼んで証言をいただくということでございまして、罪をどうのこうのということでは一切ございません。

そういう意味で呼んでるんではございませんし、そして、既にこの契約書のことが漏れて

えらい迷惑をかけてどうのこうのということですが、そのことに関しては議長と委員長が説明に行かれたと聞いてますけれども、この出た段階でははっきりと公文書という扱いを、それで委員会として正式にそのものを預かったわけでも何でもないわけで、それが漏えいをしたというふうな認識は私は持っておりません。ただ、そのことに関して一般の方々がいろんな心労をいただいたということに関しては、委員会としては今後とも一般の方々に対する取扱いについては考慮、考えをしていかないかんというのはよく私自身わかっております。

そういうことで、今、午前中協議会で決めていただいた9人の方に関しては、粛々と来て証言をいただきたい、こういうふうには私は思っておりますので、委員長、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

**下村委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** ないようですので、本件については起立採決を行います。

先ほど申し上げました9名の方を証人として出頭願うことに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

**下村委員長** 起立多数でございます。よって、芝浩文氏、池原博文氏、河合良則氏、総田正彦氏、北田善久氏、花内勉氏、扇田潤一氏、小走邦昭氏、岡本吉司氏を証人として出頭願うことに決定いたしました。

次に、証人尋問の日時でございますが、8月23日木曜日、午前9時30分から岡本吉司氏、続いて芝浩文氏、午後1時30分から池原博文氏、河合良則氏、小走邦昭氏、続いて8月24日金曜日、午前9時30分から総田正彦氏、北田善久氏、午後1時30分から花内勉氏、扇田潤一氏、岡本吉司氏にそれぞれ委員会への出頭を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村委員長** ご異議なしと認めます。よって、来る8月23日、24日に委員会を開催し、ただいまの日時に出頭を求めることに決定いたしました。

なお、出頭すべき日時について正当な理由があるときは変更もあり得るものといたしますが、その際には再度委員会を開催し、変更の議決を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村委員長** ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、証人に証言を求める事項についての協議に移ります。

証人に証言を求める事項については、これまでの協議会でご協議いただいた結果、芝浩文氏、池原博文氏、河合良則氏、総田正彦氏、北田善久氏、花内勉氏、扇田潤一氏については、新町農道整備事業に関する事項について、その他上記の点に関連する一切の事項について、そして、小走邦昭氏、岡本吉司氏については、これらにあわせて奈良県農協忍海支店に開設された口座の入出金についても証言を求めることになっております。

この内容で証人出頭の請求をさせていただきますが、このことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

調査案件（1）証人喚問等については以上といたします。

本日の会議は以上といたします。

これをもって旧町時代における未処理金調査特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後4時02分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

旧町時代における未処理金調査特別委員会委員長 下 村 正 樹